(9) その他のサービス

■緊急通報システム事業

一人暮らしの身体障がい者等を対象に緊急通報装置の機器を貸与し(500円/月)、 急病等の緊急時には、地域の協力員の支援や救急車の出動を要請する等、迅速かつ適切 な対応を図るものです。

■FAX119 事業・Web119 事業

聴覚や音声機能等に障がいを有する者が、火災や急病等の緊急事態発生時に FAX やWeb で消防本部へ通報した際、事前に登録されたデータに基づき適切な対応を図るものです。

緊急時に対応した手話通訳者の派遣事業

聴覚障がい者の急病や事故等緊急時に FAX119 や Web119 等による要請を受けて手 話通訳者を派遣し、緊急時におけるコミュニケーションの円滑化を図るものです。

■身体障害者補助犬の貸与(県事業)

重度の視覚障がい者、聴覚障がい者や肢体不自由者に対して、身体障害者補助犬を貸与することにより、就労等社会参加活動を支援します。

■中途失明者等生活訓練事業(県事業)

重度の視覚障がいで自立生活訓練が必要な者に対して、視覚障害者生活訓練指導員を家庭に派遣して、生活相談や援護措置に関する助言、指導並びに歩行訓練、コミュニケーション訓練、日常生活訓練等を行います。

■ごみ収集福祉サービス「まごころ収集事業」

ごみ出しが困難な高齢者や障がい者への生活支援の一つとして、一定の条件のもと、 自宅の玄関までゴミの収集に伺う、ごみ収集福祉サービス「まごころ収集」を市内全域 で行います。

2 相談支援の充実

本市においては、身体・知的・精神の障がい種別ごとに、生活支援センターを設置し、福祉サービスの情報提供や利用調整をはじめ、社会参加や権利擁護等に関する相談支援を行っています。さらに、発達が気になる幼児や児童を対象とした生活支援センターを個別に設置し、早期からよりきめ細かな対応ができる体制を整えています。相談件数は年々増加しており、今後、生活支援センターの役割はますます高まるものと考えられます。

また、親亡き後、一人暮らしの障がい者が安心して地域での生活を送ることができるよう、 地域生活支援拠点の機能を充実させます。

障がい者が地域で自立して生活するためには、自分に合ったより良いサービスを自ら選択できるよう、障がい者及び障がい者を支える家族への相談支援体制の充実が必要です。また、多様な障がい者への円滑な福祉サービス提供体制づくりに向け、福祉サービス事業者向けの支援を行います。

さらに、知的障がい者、精神障がい者等に対する成年後見制度の活用や、障がい者の虐待防止、養護者に対する支援等の様々な相談にも取り組んでいきます。

(1) 相談窓口の充実

■相談支援事業

障がい者に対して、障がい種別やその人の特性に合ったサービスの情報提供及び本人や家族に対する適切な指導・助言を行うため、専門的な相談員を設置するとともに、関係機関と連携した相談体制の充実に努めます。

■計画相談支援・児童相談支援

障害福祉サービス、障害児通所サービス又は地域相談支援を利用する障がい者に対し、相談支援専門員がサービス利用のための支援や調整を行い、サービス等利用計画案 又は児童支援利用計画案を作成するとともに、サービス等の利用状況の検証や計画の見 直しを行います。

【実績・今後の方向性と見込量】

全ての対象者に提供できるよう、指定特定相談支援事業者及び支援の担い手となる相談支援専門員の量的、質的確保に努めます。

各年度月平均件数

| | | 平成27年度(実績) | 平成28年度(実績) | 平成29年度 (見通し) | 平成30年度(計画) | 平成31年度(計画) | 平成32年度(計画) |
|--------|------|------------|------------|-----------------|------------|------------|------------|
| 計画相談支援 | 利用件数 | 93 | 94 | 99 | 104 | 109 | 114 |
| 児童相談支援 | 利用件数 | 76 | 89 | 96 | 103 | 110 | 117 |

■地域移行支援

障がい者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障 がい者及び刑事施設等に収容されている障がい者に対して、住居の確保やその他地域生 活に移行するための活動に関する相談等を行います。

【実績・今後の方向性と見込量】

障がい者の地域移行に向け、支援の担い手となる相談支援専門員の量的、質的確保に 努めます。

各年度月平均件数

| | | 平成27年度(実績) | 平成28年度(実績) | 平成29年度 (見通し) | 平成30年度 (計画) | 平成31年度(計画) | 平成32年度(計画) |
|--------|------|------------|------------|-----------------|-------------|------------|------------|
| 地域移行支援 | 利用件数 | 1 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 |

■地域定着支援

施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した障がい者、地 域生活が不安定な障がい者等に対し、常時の連絡体制を確保し、障がい特性に起因して 牛じた緊急の事態等に相談等の支援を行います。

【実績・今後の方向性と見込量】

障がい者の地域移行及び一人暮らしの障がい者の生活支援のため、支援の担い手とな る相談支援専門員の量的、質的確保に努めます。

各年度月平均件数

| | B 1 12/3 1 - 311 | | | | | ., | |
|--------|------------------|------------|------------|-----------------|-------------|------------|------------|
| | | 平成27年度(実績) | 平成28年度(実績) | 平成29年度 (見通し) | 平成30年度 (計画) | 平成31年度(計画) | 平成32年度(計画) |
| 地域定着支援 | 利用件数 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 |

▋身体・知的障がい者相談員の周知と相談の利用促進

身体・知的障がい者相談員を設置することにより、障がい者の各種相談に応じ、必要 な指導を行うとともに、障がい者の地域活動の推進、関係機関の業務に対する協力等、 障がい者の福祉の向上を図ります。

■強度行動障がい者相談支援事業

特別な配慮を必要とする強度行動障がい者への円滑な福祉サービスの提供を目指し、 事業者に対して専門家による指導・研修、相談等の支援を実施します。

(2) 自立支援協議会の機能の充実

障がい者の地域での生活を支援するため、障がい者の福祉、医療、教育、雇用に携わる関係者・関係機関、障がい者及びその家族団体の相互の連携により、地域の課題について情報を共有し、その解決のための支援体制の整備等について協議します。

特に、地域のネットワーク構築に向けた協議に関すること、地域社会資源の開発及び改善に関すること、障がい者福祉計画の運営評価に関すること、相談支援事業者の運営評価に関すること、困難事例への対応の在り方に関する協議及び調整に関すること、障がい者虐待の未然の防止、早期発見・早期対応に向けた体制構築に関すること等を中心に協議し課題解決に努めます。

自立支援協議会は相談支援事業との連携のもと、生活支援センター職員で構成する担当者会と専門的な活動を実施する専門部会等を設置し、地域の課題解決に向けたきめ細かな取組に努めます。

3 生活環境の充実

誰もが安全・安心に暮らせるまちを目指すため、住まいや公共施設、道路等についてユニバーサルデザイン・バリアフリーに配慮した整備改修を進めます。

また、災害発生時において、誰もが安全に避難できるよう、自治会や地域住民と連携して災害時要援護者支援のための体制づくりに取り組みます。

(1) 人にやさしい施設の整備

■公共施設の整備

障がい者が利用しやすいよう、新設の公共施設においてユニバーサルデザインによる 設計を推進するとともに、既存の公共施設においても可能な限り、障がい者の利便性に 配慮した改修等に取り組みます。

■道路や歩道の整備

誰もが安全で快適な歩行空間を確保するため、計画的に段差の解消等、歩道のバリアフリー化を進めます。

■障がい者対応トイレの設置(オストメイト対応等)

公共施設の新設及び改修に当たっては、オストメイト対応トイレ等、障がい者に配慮した設備の設置に努めるとともに、それらを「生駒おでかけトイレマップ」として紹介しています。

(2)住まいの充実

■住宅改修費の支給

身体障がい者に対して、一定の条件のもと、手すりの取り付けや段差解消等の住宅改 修に要する経費を助成します。

■市営住宅のバリアフリー化の推進

障がい者の快適な住まいを確保するため、既存施設のバリアフリー化に努めます。

(3)障がい者への防災対策の充実

■災害時要援護者の把握及び避難体制整備の推進

障がい者や難病患者等の安全確保のため、要援護者を把握するとともに、地域や関係 機関と連携を図りながら災害発生時に安全に避難できる体制整備に努めます。

また、いざという時に備え、要援護者も含めた地域住民による防災訓練の実施に向け た支援を行います。

■避難所における障がい者への配慮

各避難所において、介護・介助の必要な避難者を、避難者名簿を基に早急に把握します。 避難された障がい者に対し、専用スペースや専用トイレ等の設置に努め、できる限り 細やかに聞取り調査を実施し、ニーズの把握に努めます。

また、障がいの状態や心身の健康状態を考慮し、避難所での生活が困難と判断される 場合には、福祉避難所等での対応に努めます。

■医療や介護サービスの確保

本市では、災害時における医療救護の万全を期すため、生駒市医師会と「災害時にお ける医療救護についての協定書 | を締結しており、また、市立病院においては、傷病者(福 祉避難所では対応できない人工透析者等の災害時要援護者を含む)の受入れや医療救護 に対応可能な応急用医療資機材等を備えています。

また、災害時においても継続して必要な介護サービスが受けられるよう、事業所等の 協力のもと、介護サービス確保のための体制整備に努めます。

第3章 障がい者理解と権利擁護

事業推進の考え方

障がいのある人とない人とがお互いに尊重し、支え合って暮らすためには、全ての市民が障がいに対する理解を深めることが重要です。平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」及び「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」が施行される中、本市においてはあらゆる場面での障がい者に対する差別的取扱いの禁止や社会的障壁等の「障がいを理由とする差別」解消に向けて取り組んでいます。

今後も、地域をはじめ家庭、学校、職場等の様々な場で、障がいに関する学習や障がい者との交流等を通じ、障がいや障がい者についての理解を深める取組を進めるとともに、あいサポート運動の推進やヘルプカードの普及を図り、障がい者への配慮や手助けが自然なこととなる環境づくりを促進します。

また、障がい者が障がいを理由として差別を受けず、その人らしく暮らす権利を 侵害されることのないよう、障がい者理解に向けた取組と一体のものとして、権 利擁護に対する取組を推進します。

1 啓発・交流による障がい者理解

共生社会の実現に向け、障がい者理解についての各種広報活動を継続的に行うとともに、「障害者週間」等のイベントや様々な機会を通して、障がい者に対する市民の理解を深める 啓発や交流活動を推進します。

さらに、障がい者に対してきめ細かな支援を行うため、地域で主体的に行われている様々なボランティア活動や当事者活動等、市民自らができることとして、共助の担い手となる地域福祉活動に取り組める体制を整備していきます。

(1) 啓発・広報活動の推進

■広報紙やホームページ等による情報提供の充実

障がい者理解に向けた記事の掲載等、より多くの市民に障がい者への理解が得られるよう、広報紙による啓発活動をさらに充実させます。

■「障害者週間」キャンペーン

12月3日から12月9日までの「障害者週間」において、市民の障がい者福祉についての関心や理解を深め、障がい者が社会活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、街頭啓発や講演会等を行います。

▮擬似体験講座の実施

車いすやアイマスクを着用しての歩行等、体の動きや機能が制限された状態を体感す ることにより、普段気付かないバリアについて様々な角度から考えることができるよ う、今後も継続的に実施していきます。

■「障がい」に対する理解を深める講演会・研修会の開催

障がい者を正しく理解し、障がい者も共に地域の住民として助け合って生活できるよ うに、自立支援協議会や生活支援センター等との連携において、障がいに対する理解を 深める講演会や研修会等を開催します。

▮情報伝達のバリアフリー

聴覚や視覚に障がいを抱える人の情報のバリアをなくすため、市の広報紙において は、点訳や音訳を行います。また、イベント等の場においては、障がいに応じた配慮に 努めます。

・手話通訳者・要約筆記者の派遣

講演会や各種イベント等において、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。

· 奉什員等養成研修事業

手話通訳、要約筆記、点訳や音訳等、種々の社会参加活動における支援者の養成 を図ります。

(2) 交流・ふれ合いの促進

【「ユニバーサルキャンプ in 生駒」等のイベント開催

「ユニバーサルキャンプ in 生駒 | 等のイベントを開催し、障がいの有無にかかわらず ともにふれ合い、多様性や思いやりを学ぶ場づくりに努めます。

■福祉センター事業

福祉センターにおいて各種教室を開催し、障がいの有無を越えた交流の場を提供する とともに、障がい者の自立及び社会参加を促進します。

■障がい者関係団体の活動支援

障がい者関係団体が啓発・文化活動等を行う際に、その活動について支援します。

(3) 障がい者理解に向けた取組の強化

■学校における取組

道徳や総合的な学習の中で障がいに対する理解を深め、その人が持っている障がいを 含めて個性としてとらえる心を育む取組を行います。

障がいのある子どもとない子どもとの交流活動等を通して、思いやりや助け合い等、 子どもの頃から自然に共生の心を育むことができる取組を推進します。

■地域における取組

共生社会の実現のため、障がい福祉に関する出前講座のほか、障がい当事者や家族、 支援者を交えた講演会等、障がい者への理解に向けた取組を推進します。

▋市職員に対する研修等の充実

「生駒市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」に基 づき、市職員が、障がい者に対する理解を深め、差別について正しい認識を持ち、適切 な配慮ができるよう、障がい者や障がい特性をテーマとした研修を実施します。

また、牛駒市役所で障がい者の職場体験受入れ事業を行い、職員が障がいについて理 解を深める機会を増やします。

▮企業等への働きかけ

企業等に対して障がい福祉に関する出前講座を実施する等、障がいについての理解を 深め、障がい者雇用の推進に向けた取組に努めます。

■あいサポート運動の推進

障がい者の特性や必要な配慮等を理解し、日常にお ける困りごとを手助けできる「あいサポート運動」を 推進します。「あいサポーター養成講座」の受講者に は支援の意思を表示する「あいサポートバッジ」を配 布しています。



■ヘルプカードの普及

「ヘルプカード」は、困りごとや緊急時の連絡先を自分では伝えられない障がい者が、 予めカードに必要事項を記載し普段から身に着けておくこと で、緊急時に助けを求めやすくするものです。今後さらに「へ ルプカードーの認知度を高める必要があり、効果的な普及啓 発に努めます。



(4)ボランティア活動の推進

■ボランティアの育成及び活動のコーディネート

手話、点訳、要約筆記等のボランティア講座やセミナーを開催し、障がい者を支援す るボランティアの育成及び活動のコーディネートに努めます。

2 権利擁護に対する支援

障がい者が障がいを理由として差別を受けず、その人らしく暮らす権利を侵害されること のないよう、権利擁護に関して障がい者や養護者が身近に相談ができる、権利擁護支援セン ターの支援の充実に努めます。特に、知的障がい、精神障がいにより判断能力が不十分な人 の権利を守るため、日常生活における契約行為や財産の管理等を行う成年後見制度について 市の広報紙やホームページ、講演会等を通じて幅広く周知し、利用促進を図ります。

また、障害者虐待防止センターにおいて、障がい者に対する虐待の未然防止及び万一の発 生時には早期対応を図ります。

(1) 権利擁護の推進

■権利擁護支援センターによる支援

知的障がい、精神障がい等で判断能力に不安のある方が、住み慣れた地域で可能な限 り自立した生活を続けられるよう支援するとともに、成年後見制度等に関する相談や利 用支援を行います。また、権利擁護・成年後見制度に関するセミナーを開催し、普及啓 発に努めます。

■福祉サービス利用援助事業(日常生活自立支援事業)

判断能力の不十分な方が、住み慣れた地域で自立した生活を送るために、福祉サービ スの利用相談や援助、金銭管理のサポートをする制度です。

自分に必要な福祉サービスを選んだり、利用契約を結んだり、利用料を支払ったりす ることが困難な高齢者や知的障がい者、精神障がい者への支援サービスで、生駒市権利 擁護支援センターが窓口となっています。

■成年後見制度の周知

判断能力が十分でない知的障がい者や精神障がい者が不利益を被らないよう、この制 度の利用について講演会や広報等を通じて広く市民に周知するとともに、障がい者生活 支援センターや地域包括支援センター等を通じて相談体制を強化します。

■成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を利用する必要がある場合に、申請の際のサポートや、低所得者については申請に要する経費や成年後見人への報酬の助成を行います。

■成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備し、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

■障害者虐待防止センターによる早期対応

障がい者に対する虐待や差別の防止に向けて、市民や企業等への啓発に努めます。 また、虐待に関する相談や通報等の情報提供があった場合には、市と関係機関が連携 して個別支援会議等でケース検討を行い、養護者の支援を含めた虐待に対する早期対 応、早期解決を図ります。

■相談窓口の充実と周知

障がい者に対して、障がい種別やその人に合ったサービスに関する情報提供、相談サービスの充実を図るため、専門的な相談員を設置し、本人又はその家族からの相談に応じ、必要な指導・助言を行うとともに、関係機関と連携した相談体制の充実に努めます。

また、障がい者が、医療、教育、就労等暮らしに関する様々な不安について、安心感を得られるよう、相談窓口や相談の方法について周知に努めます。

第4章 障がい者の社会参加と就労支援

事業推進の考え方

障がい者一人ひとりが地域社会の一員として主体性を発揮し、生き生きとした 生活を送るために、それぞれの障がい特性に応じた、スポーツ・文化・レクリエー ション活動への参加機会の拡充等が必要です。

また、スポーツ・文化・レクリエーション活動は、障がい者の生活の質(QOL)を向上させる上で重要な役割を果たすだけでなく、健康の増進・機能回復への効果も期待できることから、今後も引き続き、障がい者がこれらの活動に気軽に参加できる場・機会を設けるよう努めます。

障がい者にとっての就労は、より自立した生活を目指すということだけでなく、 社会参加、自己実現、さらには社会に貢献するという観点からも重要です。

そのため、障がい者がその適性と能力に応じて可能な限り就労の場に就くことができ、また、就労を継続できるよう、就労の場の確保を進めるとともに、雇用者に対する障がい者理解への取組等、就労に関わる環境整備に努めます。

1 社会参加への支援

スポーツ・文化活動によって障がいのある人とない人との交流を推進する一方で、これらの活動によって自己の能力を磨き、達成感を感じるといった経験ができるよう、社会参加の機会の充実とともに、社会参加をするために必要な移動や情報提供等の側面からの支援の充実に努めます。

(1)活動の機会の確保

■福祉センター事業の充実

障がい者の生きいきとした日常生活と社会参加を支援するため、引き続き各種教室の 開催や意思疎通支援のための事業等を実施するとともに、今後の支援ニーズ多様化を見 据え、福祉センター事業の充実を図ります。

■自発的活動(ピアサポート)の支援

障がい者やその家族同士が当事者として、お互いの悩みを共有し、お互いの体験や経験を基に語り合い、課題解決に向け協働的にサポートを行う取組(ピアサポート)を支援し充実を図ります。

▮外出支援の充実

移動支援や同行援護、行動援護等の障害福祉サービスの利用により外出ができ、障がい者が社会参加できるよう支援します。

■情報提供の充実

スポーツ・文化活動のイベント等開催に当たっては、障がい者が利用しやすいよう情報発信を工夫します。

■福祉有償運送の適切な運営

社会福祉法人やNPO法人等の非営利法人が主体となり、外出に介護が必要で公共交 通機関を利用して移動することが困難な障がい者のために、通院・通所等の外出をサ ポートする福祉有償運送事業について、隣接市と共同で運営協議会を設置し、適切にそ の運営が図られるよう、必要な事項の協議を行い、指導・助言を行います。

(2) スポーツ・文化活動等の推進

スポーツイベント等身近に身体を動かすことのできる機会の提供や障がい者専用のスポーツ用具・設備の設置等、障がい者のスポーツ活動を推進します。

また、文化活動等においても、障がいのある人がない人とともに参加、活動しやすい環境づくりに努めます。

2 就労支援の充実

障がい者がその適性と能力に応じて可能な限り就労の場に就くことができるよう、ハローワーク等関係機関との連携や啓発活動の強化のほか、職場環境の改善、職場定着のための支援を推進します。

一般企業における就労だけでなく、企業等での就労が困難な障がい者に対する福祉的就労について、「障がい者働く応援プログラムいこま」として、生駒山麓公園等の市所有施設における就労支援体制の充実や農業分野との連携、就労支援施設からの優先的調達の拡大等に総合的に取り組むことにより、市内における多様な就労の場の確保に努めます。

(1) 多様な働き方の支援

■雇用を促進するための啓発活動の推進

障がい者の雇用に関する理解と認識を深めるための啓発を行うとともに、ハローワーク等との連携のもと、企業に対し、障がい者雇用に対する助成制度等の利用について、 啓発を図ります。また、障がい者の就労支援の一環として、職場体験の受入れ事業所の 拡大に向けて理解と啓発に努めます。

■相談窓口の利用促進・情報提供の推進

ハローワーク等の就業相談事業についての利用促進を図るとともに、「障がい者生活 支援センター」や「障害者就業・生活支援センター」、「障害者職業センター」及び各種 相談支援事業者との連携を図ります。

■就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者に対して、相談を通じて課題の把握及びその解決に向けた支援を行い、必要に応じて企業や関係機関等との連絡調整を行います。

▮就労移行支援

就労を希望する障がい者に対して、生産活動やその他の活動機会の提供を通じて、就 労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

▮就労継続支援

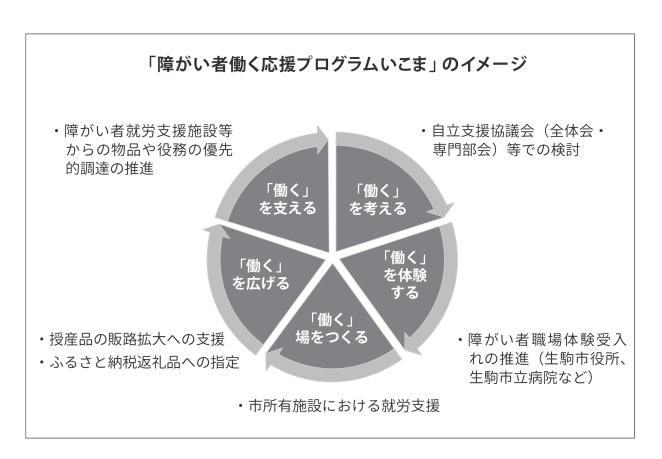
通常の事業所での就労が困難な障がい者に対して、就労の機会を提供するとともに、 生産活動やその他の活動機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のため に必要な訓練を行います。

■農福連携の推進

農業・福祉分野が、農作業の担い手確保や遊休農地の活用、障がい者の職域の拡大や 工賃の上昇等、双方の課題解決に向けて連携する農福連携の取組を推進します。

(2)「障がい者働く応援プログラムいこま」の推進

本市では、障がい者の就労に向けた円滑で一体的な支援として「障がい者働く応援プログラムいこま」を推進します。これは、障がい者の「働く」について「考える→体験する→場をつくる→広げる→支える→考える…」というサイクルを通じて就労支援の拡大を図るものです。



■障がい者職場体験受入れの推進

障がい者が「働く」ことを具体的にイメージできるよう、特別支援学校や就労支援事業所、「障害者就業・生活支援センター」等の関係機関との連携のもと、実体験の場として本市において職場体験の受入れを積極的に行うとともに、民間企業の受入れ拡大を目指します。

■授産品販路拡大への支援

市内の障がい者施設で作られた授産品の販売拡大に向けて、公共施設における販売スペースの確保や、授産品のふるさと納税返礼品への指定等、販路拡大に向けた支援を行います。

■障がい者就労支援施設等からの物品や役務の優先的調達の推進

障害者優先調達推進法に基づき、市役所における物品の購入及び役務の発注について 情報発信を行うとともに、全庁的に障がい者就労施設等からの調達の推進等を図りま す。また、障がい者就労施設等からの物品及び役務の調達の目標等を定めた「生駒市障 がい者就労施設等からの物品等の調達方針」や実績を毎年度公表します。